

関係者各位

2021年10月9日
一般社団法人日本ボクシング連盟
会長 内田貞信

山根前会長及び内海前副事務局長に対する法的責任の追求についてのご報告

一般社団法人日本ボクシング連盟（以下「当連盟」といいます。）は、山根明当連盟前会長（以下「山根氏」といいます。）及び内海祥子当連盟前副事務局長（以下「内海氏」といいます。）に対して、予てより在任中の各種行為に関連して法的責任を追求すべく、様々な観点から鋭意取り組んで参りましたが、このたび下記のとおり法的責任の追求を終了することとなりましたのでご報告致します。

記

1. 背景事情について

当連盟は、山根氏及び内海氏が、在職時にアスリート助成金の不正流用の教唆及びその隠蔽をはじめ、各種大会における不正判定への関与や不透明な経理処理等の疑惑が浮上したことを覚知し、著しく杜撰な組織運営を行ってきたと考えられる経緯に照らして、両名に対し当連盟会員資格の除名処分を下しました。

その後、当連盟は、山根氏及び内海氏に対して役員又は職員としての法的責任追及を視野に、上述の各疑惑を調査してまいりましたが、山根氏体制下の事務局では、経理その他業務執行に関する記録が全く保管、整理されておらず、断片的な資料が残されるにとどまっていたために、調査が難航しておりました。

2. 訴訟事件の発生及びその帰趨

そのような中、当連盟の大阪事務局で勤務していた元事務局員から、在職時に山根氏及び内海氏からパワーハラスメントを受けたとして、山根氏除名後の新体制下である当連盟に対する損害賠償請求訴訟を提起される事態となりました。

当連盟は、当事者である山根氏及び内海氏に訴訟告知を行った結果、両名が上記訴訟事件の補助参加人として途中から審理に参加することとなり、約2年間に及ぶ裁判上の係争を続けて参りました。

裁判所からは度々和解の勧告を受けてきましたが、当連盟としては、独自の調査の結果、山根氏及び内海氏によるパワーハラスメントの事実があった可能性は高いと考えられたため、裁判所から一定額の慰謝料を支払う旨の判決が下された場合には元事務局員に損害賠償金をお支払いし、その後、当連盟から山根氏及び内海氏に対しては上記損害賠償金の支払いに関する求償金の請求を含めた責任追及を行う姿勢で訴訟事件に臨んでおりました。

そうしたところ、水面下で行われていた元事務局員側と山根氏及び内海氏側との協議が進み、山根氏及び内海氏が元事務局員に対して一定額の解決金を支払うことを内容とする裁判外での示談が俄かに成立する運びとなりました。その結果、当該事務局員は当連盟に対する損害賠償請求訴訟を取り下げ、当連盟はこれを受け入れる形で決着することとなりました。

3. 当連盟の判断

当連盟は、山根氏及び内海氏両名の業務執行における数々の疑義に関する法的責任追及を実現するには裏付けとなる客観的資料に乏しく、これを無理に遂行すれば新体制以降当連盟が地道に積み重ねてきた評価を損なわしめる懸念があること、当連盟の取り組みも相まって両名が疑義の一部なりとも直接責任を取る対応を講じたことに鑑みて、当連盟が両名への責任追及に関してとり得る手段は相当程度尽くしたものと判断するに至りました。

以上の次第で、当連盟は山根氏及び内海氏両名に対する法的責任の追及を終了とさせていただきます。

この度は、当連盟会員及びアマチュアボクシングに真摯に関わる全ての皆様に多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたことを、改めて心より深くお詫び申し上げます。

当連盟では、本件を厳粛に受け止め、理事者の業務執行に関する様々な角度からの相互監視と事務局の管理体制等の改善に努めており、今後も、こうした内部管理体制の一層の強化と実効性の向上に取り組んでまいります。

以 上